○飛行幹部候補生の任命及び昇任手続について(通達)

昭和63年3月16日 海幕人第1345号

改正 平成8年6月28日 海幕人第3011号[第1次改正] 平成9年3月28日 海幕人第1457号[第2次改正] 令和元年6月21日 海幕総第1256号[工業標準化法 の改正に伴う関連通達の一部変更について(通 達)5号による改正]

> 令和5年7月6日 海幕補第1222号〔幹部候補者 たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正す る訓令による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

飛行幹部候補生の任命及び昇任手続について (通達)

標記について、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第63号。以下「訓令」という。)第8条、第13条第5項第2号及び第15条の規定に基づき、下記のとおり定め、昭和63年5月1日から実施する。

なお、飛行幹部候補生の2等海曹、1等海曹及び海曹長への昇任について(通達)(海幕 人第211号。56.1.21)は廃止する。

記

- 1 飛行幹部候補生の任命及び昇任の期日飛行幹部候補生の任命及び昇任の期日
- (1) 任命期日

航空学生課程を修了し、かつ、航空学生を命ぜられた日から2年を経過する日の直後 の月の初日

(2) 昇任期日

开口剂口				
昇任階級	昇	任	日	
	航空学生を命ぜられ	訓令第 13 条	条第5項第2	号に規定する
	た日から2年7月を経	3等海曹昇任	:後の教育訓	練の期間が、
2等海曹	過する日の直後の月の	左記に基づく	昇任期日の	前日において
	初日	6月に満たな	い者につい	ては、その期
		間が6月に達	する日の直径	後の月の初日
	航空学生を命ぜられ	訓令第13条	条第5項第2	号に規定する
	た日から4年を経過す	2等海曹昇任	:後の教育訓	練の期間が、
1等海曹	る日の直後の月の初日	左記に基づく	昇任期日の	前日において
		9月に満たな	:い者につい	ては、その期
		間が9月に達	する日の直径	後の月の初日
	航空学生を命ぜられ	訓令第13条	条第5項第2	号に規定する
	た日から4年を経過す	1等海曹昇任	:後の教育訓	練の期間が、
海 曹 長	る日の直後の月の初日	左記に基づく	昇任期日の	前日において
		9月に満たな	:い者につい	ては、その期
		間が9月に達	する日の直径	後の月の初日

2 飛行幹部候補生の任命予定者及び昇任資格者の報告

飛行幹部候補生が所属する部隊等の長(教育入隊中の飛行幹部候補生及び訓令第8条の規定により飛行幹部候補生を命ぜられる予定の航空学生にあっては、教育入隊中の教育航空隊司令。以下「部隊等の長」という。)は、飛行幹部候補生の任命予定者及び昇任資格者について、任命期日及び昇任期日(以下「任命期日等」という。)の1か月前までに飛行幹部候補生昇任資格者(任命予定者)名簿(昇任階級)(別紙様式。以下「昇任資格者等名簿」という。)により海上幕僚長に報告する。

3 昇任資格者等名簿の記載事項の変更

部隊等の長は、前項の報告を実施後、任命期日等までの間に昇任資格者等名簿の記載事項に変更が生じた場合は、その都度昇任資格者等名簿により海上幕僚長に報告する。

添付書類:別紙様式

発簡番号 年月日

海上幕僚長 殿

発簡者名

印

飛行幹部候補生昇任資格者(任命予定者)名簿(昇任階級

番号		航空学生任命年月日	現 階 級 (任命年月日)	現 階 級 勤務期間 年 — 月	所 属 (発令年月日)	配置	ふりがな氏 名(生年月日)	認識番号	区分	賞 罰(年月日)	休職期間	現号俸(年月日)	所	見
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		
1	航空学生 第 期		()	_	()		(生)		()	()	· ~ .	()		

- 注:1 昇任階級別に作成する。
 - 2 入隊期別は、航空学生として採用された期を記入する。
 - 3 現階級勤務期間は、現階級昇任日から次期昇任予定日までの年月数を記入する。
 - 4 健康状態区分は、海上自衛隊における健康診断の実施に関する達(昭和43年海上自衛隊達第30号)による最新の判定区分及び判定期日を記入する。
 - 5 賞罰及び休職期間は、現階級のものを記入する。
 - 6 所見欄には、当該階級への昇任の適否及びその他の所見を記入する。ただし、欄内に記入できない場合は、付紙をちょう付して記入する。(記入例:適・否(退職手続中))
 - 7 記入後の取扱いは、「注意」とする。
 - 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横書きとする。